５年以上	６年未満	295,200
６年以上	７年未満	304,400
７年以上	８年未満	304,700
８年以上	９年未満	312,000
９年以上	10年未満	312,400
10年以上	11年未満	321,000
11年以上	12年未満	328,700
12年以上	13年未満	338,400
13年以上	14年未満	345,300
14年以上	15年未満	352,000
15年以上	16年未満	357,700
16年以上	17年未満	364,700
17年以上	18年未満	370,600
18年以上	19年未満	376,900
19年以上	20年未満	382,900
20年以上	21年未満	388,300
21年以上	22年未満	393,000
22年以上	23年未満	397,000
23年以上	24年未満	402,200
24年以上	25年未満	406,000
25年以上	26年未満	409,800
26年以上	27年未満	413,100
27年以上	28年未満	415,100
28年以上	29年未満	417,000
29年以上	30年未満	418,500
30年以上	31年未満	423,700
31年以上	32年未満	423,800
32年以上	33年未満	423,900
33年以上	34年未満	425,300
34年以上	35年未満	426,300
35年以上	36年未満	426,400
36年以上	37年未満	427,400
37年以上		428,400
暫定再任用		288,900

別表第十四（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		260,300
１年以上	２年未満	265,000
２年以上	３年未満	267,500
３年以上	４年未満	273,900
４年以上	５年未満	278,700
５年以上	６年未満	284,100
６年以上	７年未満	288,300
７年以上	８年未満	289,100
８年以上	９年未満	289,800
９年以上	10年未満	291,900
10年以上	11年未満	293,100
11年以上	12年未満	296,200
12年以上	13年未満	300,200
13年以上	14年未満	303,500
14年以上	15年未満	306,400
15年以上	16年未満	309,000
16年以上	17年未満	312,800
17年以上	18年未満	316,600
18年以上	19年未満	320,000
19年以上	20年未満	322,500
20年以上	21年未満	324,500
21年以上	22年未満	330,300
22年以上	23年未満	333,900
23年以上	24年未満	336,200
24年以上	25年未満	337,800
25年以上	26年未満	339,000
26年以上	27年未満	340,700
27年以上	28年未満	341,400
28年以上	29年未満	342,400
29年以上	30年未満	343,900
30年以上	31年未満	344,400
31年以上	32年未満	344,700
32年以上	33年未満	346,300
33年以上	34年未満	347,600
34年以上	35年未満	347,700
35年以上	36年未満	347,800
36年以上	37年未満	348,700
37年以上		349,500
暫定再任用		247,200

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和八年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。